

会 議 録

公開用

会 議 の 名 称	令和 8 年 5 月 定例教育委員会会議
開 催 日 時	令和 8 年 5 月 2 6 日 (火) 開会 午後 1 時 3 0 分 閉会 午後 2 時 1 5 分
開 催 場 所	本庁舎 4 階 委員会会議室
議長（委員長・ 会長）の職氏名	教育長 鎌田 亨
出席者及び欠席 者の職氏名及び 人数	【出席委員】 教育長 鎌田 亨 教育長職務代理者 小林 学 委員 岡田 新司 委員 山口 早苗 委員 高橋 朋子 【執行部出席者】 学校教育部長 飯口 信彦 学校教育部学務指導担当部長 佐山 宏樹 学校教育部次長兼教育施設課長 内藤 晋吾 学校教育部参事兼市民文化会館長 野口 美明 学校教育部学務指導担当次長兼指導課長 鶴見 和弘 社会教育部参事兼中央公民館長 清水 一男 教育総務課長 石川 貴英 学務課長 森田 誠 教職員担当課長 松本真一郎 教育相談センター所長 秋山 法之 学校給食課長 岡田 務 社会教育課長 柴山 伸之 生涯学習推進担当課長兼視聴覚センター所長 石塚 晴美 文化財課長兼郷土資料館長 實松 幸男 スポーツ施設担当課長 福嶋 伸五 中央公民館事業担当課長 角田 尚之 スポーツ推進課スポーツ推進担当主幹 松永 崇
事務局職員 の職氏名	学校教育部教育総務課総務担当 新谷、村上

会議事項、議題	議案第 16 号 春日部市学校給食運営審議会委員の委嘱について 議案第 17 号 春日部市社会教育委員の委嘱について 議案第 18 号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱について 議案第 19 号 春日部市公民館運営審議会委員の委嘱について 議案第 20 号 豊野中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について 議案第 21 号 春日部中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について 議案第 22 号 豊春中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について 議案第 23 号 春日部中学校体育館外壁等耐震対策工事請負契約の締結について 議案第 24 号 飯沼中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について 報告第 33 号 豊春地域のより良い学校教育環境に関する具申について 報告第 34 号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命に係る専決処理について 報告第 35 号 春日部市生涯学習推進本部要綱の一部改正について
----------------	--

	報告第 3 6 号 教育委員会事務局職員の人事に係る専決処理について
--	--

鎌田教育長	それでは、ただいまから５月定例教育委員会を開会いたします。 はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。 高橋委員、お願いします。
鎌田教育長	４月定例会の会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配付しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。
鎌田教育長	事前に配付した会議録（案）のとおりでよろしいですね。
委 員	[「結構です」と言う人あり]
鎌田教育長	前回会議録は、事前に配付した会議録のとおり承認されました。 事務局は、会議終了後、前回署名委員の署名を頂いてください。
鎌田教育長	それでは、議事に入ります。 はじめに、議案第１６号「春日部市学校給食運営審議会委員の委嘱について」を議題とし、説明を求めます。
学校給食課長	はい。
鎌田教育長	岡田課長、お願いします。
学校給食課長	議案１６号「春日部市学校給食運営審議会委員の委嘱について」、提案理由及びその主な内容を説明申し上げます。 議案書１ページをご覧ください。 はじめに提案理由でございますが、同審議会委員の欠員に伴い、春日部市学校給食運営審議会条例第３条第２項の規定に基づき、委員を委嘱したく提案するものでございます。 続きまして、３ページ、参考資料をご覧ください。 審議会の概要でございますが、２設置、３所掌事務にありますとおり、この審議会は、学校給食を適正に運営するために設置され、学校給食の運営に関する事項を調査審議することが、所掌事務となっております。 次に、４委員構成等でございますが、校長、児童生徒の保護者、春日部保健所の職員、知識経験を有する方で構成され、２年の任期でお願いしております。 委員につきましては、２ページにお戻りください。委員は全１０名となりますが、備考欄に新規と記載のあります、校長４名、保護者１名、春日部保健所の職員に、今回変更があったことから、新たに委嘱するも

学校給食課長	のでございます。 なお、委員の任期は、本日議決をいただいた後、前委員の残任期間であります、令和9年5月31日までとするものでございます。 説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第16号「春日部市学校給食運営審議会委員の委嘱について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委 員	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第16号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第17号「春日部市社会教育委員の委嘱について」を議題とし、説明を求めます。
社会教育課長	はい。
鎌田教育長	柴山課長、お願いします。
社会教育課長	議案第17号「春日部市社会教育委員の委嘱について」、提案理由及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。 議案書4ページをご覧ください。 はじめに、提案理由でございますが、春日部市社会教育委員の任期満了に伴い、社会教育法第15条及び春日部市社会教育委員条例第2条第2項の規定に基づき委嘱したく提案するものです。 議案書6ページ、参考資料、社会教育委員概要をご覧ください。 3所掌事務にありますとおり、社会教育委員は、社会教育に関し、教育委員会への助言のため、(1)から(3)の事務を所掌し、年3回開催しております。 4委員構成ですが15人以内で(2)にあるとおり、学校教育・社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動者、学識経験者、加えて公募の委員に委嘱しております。

社会教育課長	次に、戻りまして議案書５ページ、「春日部市社会教育委員候補者名簿」をご覧ください。 今回、新規として社会教育委員をお願いする方は、名簿番号３番、７番、１０番、１１番、１２番の５名の委員でございます。 なお、８番公民館運営審議会からは選出がされましたら委員委嘱を進めてまいります。任期は、令和８年６月１日から令和１０年５月３１日の２年間です。説明は、以上でございます。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	８番の方が公民館運営審議会から選出された場合、改めて議案としてかけるのか、専決事項として行うのか確認をお願いします。柴山課長お願いします。
社会教育課長	見込みといたしましては、専決事項として会議に間に合うように進めさせていただく可能性がございます。
鎌田教育長	それでは、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第１７号「春日部市社会教育委員の委嘱について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委 員	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第１７号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第１８号「春日部市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とし、説明を求めます。
スポーツ推進 担当主幹	はい。
鎌田教育長	松永主幹、お願いします。
スポーツ推進 担当主幹	議案第１８号、「春日部市スポーツ推進委員の委嘱について」、提案理由及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。 議案書７ページをご覧ください。

スポーツ推進 担当主幹	はじめに、提案理由でございますが、春日部市スポーツ推進委員の補充に伴い、春日部市スポーツ推進委員条例第3条第2項の規定に基づき委嘱したく提案するものでございます。 次に、8ページの候補者名簿をご覧ください。 本日、提案させていただきます候補者につきましては、随時募集期間（令和9年11月30日まで）に応募された方です。 現在、お仕事をされておりますが、何か新しいことにも触れたいとの思いがあり、多少なりとも社会貢献に携われればというお気持ちで応募され、趣味でジョギングを行っているということでございます。 委員の任期につきましては、令和8年6月1日から令和10年3月31日でございます。 議案書9ページをご覧ください。 スポーツ推進委員の概要につきまして、説明申し上げます。 はじめに、1設置根拠でございますが、スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条第1項に基づき、春日部市スポーツ推進委員条例において設置しております。 次に、2職務でございますが、委員は、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに市民に対するスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものでございます。 次に、3委員構成等でございますが、委員は70人以内とし、教育委員会が委嘱するものでございます。 説明は以上でございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第18号「春日部市スポーツ推進委員の委嘱について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委 員	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第18号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第19号「春日部市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とし、説明を求めます。
中央公民館長	はい。

鎌田教育長	清水館長、お願いします。
中央公民館長	議案第 19 号 春日部市公民館運営審議会委員の委嘱について、提案理由及び委員の候補者につきまして、説明申し上げます。 議案書 10 ページをご覧ください。 はじめに、提案理由でございますが、春日部市公民館運営審議会委員の欠員に伴い、春日部市公民館運営審議会条例第 3 条の規定に基づき、あらたに委員を委嘱したく提案するものでございます。 次に、審議会の概要につきまして、説明させていただきます。 議案書 12 ページをご覧ください。 春日部市公民館運営審議会の概要でございます。 1 設置根拠につきましては、社会教育法および春日部市公民館運営審議会条例となっております。 2 設置でございますが、社会教育法第 29 条第 1 項の規定に基づき、春日部市中央公民館に春日部市公民館運営審議会を置くと規定されてございます。 3 所掌事務につきましては、審議会は、館長の諮問に応じ、中央公民館及び地区の公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するとなっております。 4 委員構成等でございますが、審議会は、委員 15 人以内をもって組織し、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のうちから、春日部市教育委員会が委嘱するとなっております。 11 ページにお戻りください。春日部市公民館運営審議会委員候補者の名簿を掲載させていただいております。 このたび、新たに委員としてご推薦いただきました皆様は、名簿番号 1 番、学校教育関係者として小学校長会より花車進矢様、名簿番号 3 番、社会教育関係者として春日部市 P T A 連合会より志賀正様、名簿番号 12 番、学識経験者として幸松地区自治会連合会より市川大倫様、同じく 14 番、武里団地自治会協議会より藤野敏夫様の合計 4 名の方でございます。 なお、任期につきましては、前任者の残任期間であります令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までとなります。 以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第 19 号「春日部市公民館運営審議会委員の委嘱について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第 19 号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第 20 号「豊野中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」を議題としますが、議案第 20 号から議案第 24 号までについては、6 月市議会定例会に上程する議案に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委 員	[「異議ありません」と言う人あり]
鎌田教育長	異議なしと認め、春日部市教育委員会 会議規則第 18 条の規定に従い、これより会議を非公開とします。
鎌田教育長	議案第 20 号「豊野中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」、議案第 21 号「春日部中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」、議案第 22 号「豊春中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」、議案第 23 号「春日部中学校体育館外壁等耐震対策工事請負契約の締結について」、議案第 24 号「飯沼中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」は、いずれも教育施設課関連の契約の締結に関する議題でございますので、一括での説明を求めます。
教育施設課長	はい。
鎌田教育長	内藤課長、お願いします。
教育施設課長	議案第 20 号から議案第 24 号までの「工事請負契約の締結」5 議案の提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。 議案書の 13 ページから 17 ページをご覧ください。 提案理由でございますが、議案第 20 号から議案第 22 号及び議案第 24 号につきましては、中学校 4 校の校舎トイレ改修工事の請負契約、議案第 23 号につきましては、春日部中学校体育館外壁等耐震対策工事の請負契約を締結したく、提案するものでございます。 主な内容でございますが、別冊目録をご覧ください。 契約の方法は、いずれの案件も地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づきまして、制限付一般競争入札を執行したところでございます。

教育施設課長	はじめに、別冊目録の赤インデックス議案第 20 号、豊野中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について説明申し上げます。 概要でございますが、契約予定金額は、消費税及び地方消費税の額を含め、3 億 3,880 万円、契約の相手方は、正和・コダマ特定建設工事共同企業体、代表者正和工業株式会社、代表取締役、横田生樹でございます。 工期につきましては、契約の日から令和 9 年 2 月 26 日まででございます。 主な工事内容につきましては、校舎棟の各トイレについて、洋便器の設置やトイレ内のバリアフリー化、床の乾式化等の全面リニューアル改修を行うものでございます。 次に、別冊目録の赤インデックス議案第 21 号、春日部中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について説明申し上げます。 概要でございますが、契約予定金額は、消費税及び地方消費税の額を含め、2 億 7,596 万 8,000 円、契約の相手方は、大和・ムラタ特定建設工事共同企業体、代表者、大和建设工業株式会社、代表取締役、柏崎静雄でございます。 工期及び工事内容につきましては、議案第 20 号と同様でございます。 次に、別冊目録の赤インデックス議案第 22 号、豊春中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について説明申し上げます。 概要でございますが、契約予定金額は、消費税及び地方消費税の額を含め、2 億 6,950 万円、契約の相手方は、正和・大栄特定建設工事共同企業体、代表者、正和工業株式会社、代表取締役、横田生樹でございます。 工期及び工事内容につきましては、議案第 20 号と同様でございます。 次に、別冊目録の赤インデックス議案第 23 号、春日部中学校体育館外壁等耐震対策工事請負契約の締結について説明申し上げます。 概要でございますが、契約予定金額は、消費税及び地方消費税の額を含め、2 億 3,634 万 500 円、契約の相手方は、大和・カサイ特定建設工事共同企業体、代表者、大和建设工業株式会社、代表取締役、柏崎静雄でございます。 工期につきましては、契約の日から令和 9 年 3 月 19 日まででございます。 主な工事内容につきましては、春日部中学校体育館について、地震時に落下の危険性がある、コンクリート壁のひび割れ、浮きなどを補修の上、防水塗装を施すとともに、アルミサッシの脱落防止措置などを行うものです。
--------	--

教育施設課長	次に、別冊目録の赤インデックス議案第24号、飯沼中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について説明申し上げます。 概要でございますが、契約予定金額は、消費税及び地方消費税の額を含め、2億3,045万円、契約の相手方は、中央・正和特定建設工事共同企業体、代表者、中央建設共同組合 春日部営業所所長、樽見悦男でございます。 工期及び工事内容につきましては、議案第20号と同様でございます。 以上、議案第20号から議案第24号までの5議案につきまして、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
岡田委員	工期は契約の日からとなっていますが、実際に工事はいつから始まるのか、具体的に教えてください。
教育施設課長	市議会に議案を上程し、そちらで認められましたら、本契約となり、その後工事着手となります。6月上旬の契約を予定しています。
岡田委員	今はこういう時代ですので、リフォームなどで物がなくてできないという話がありますが、これから値段が上がる可能性があり、それぞれの業者からできないという話は上がっていないのでしょうか。 また、トイレ改修は1階から4階まで全部のトイレを改修すると、工事中どこのトイレを使用するのでしょうか。
教育施設課長	材料調達や工事請負費の増額については、今のところそのような情報は入っておらず、今後の社会情勢によって相談があった時点で、各々協議によるものと考えております。 この案件ではありませんが、他の工事を行っている業者に聞き取りをしたところ、今のところは大丈夫ではないかという情報がありますので、実際に契約した業者の方と綿密に協議を進めていく中で対応していきたいと考えております。 トイレ改修については、夏休みに集中的に1系統改修を行い、2か所トイレがあるとすれば、1か所を先に集中的に工事を行い、2学期以降は、もう一方の手を付けていないトイレを改修することで解消してまいります。また、仮設トイレを別途用意する予定であるため、仮設トイレと工事を順番に進めながら学校の活動に影響がないよう仮設トイレと工事を順番に進めながら学校の活動に影響がないようにしたいと考えております。

山口委員	春日部中学校の外壁工事ですが、これもやはり夏休み中の工事かと思います。体育館を使用する部活のこどもたちが不安なく活動できるよう教育委員会でも見守りと、また、熱中症防止等、こどもたちの安心安全の観点からのご配慮をお願いしたいと思います。
教育施設課長	工事にあたっては、学校と部活動や授業などのスケジュールを調整させていただき、極力学校活動に影響がないようにしたいと思います。
小林委員	以前、生徒会のこどもたちとお話しする機会があり、学校のトイレ問題は長年の課題であったため、今こうやって動いていただいていることに感謝申し上げます。 体育館の外壁工事ですが、なるべく支障がないように相談しながら進めていただけたらと思いますが、どうしても使用ができなくなる時期があるかもしれません。その際に、どこか外部に出て対外試合をすることも一つの方法かと思いますが、市の施設を使用してできるようであれば、施設の方に相談しながら、こどもたちのために協力してもらえるとありがたいと思いますので、よろしくお願いします。
教育施設課長	学校とよく打ち合わせをして、そういう状況があった場合には、教育施設課の方で、どこかの施設と調整を図るなど極力対応していきたいと考えております。
鎌田教育長	体育館の外壁工事で、体育館のアリーナが使えなくなる時期というのは基本的にないということでしょうか。
教育施設課長	基本的にはありませんが、照明を換える工事が入っているので、その場合に、アリーナが使えない場合があります。
鎌田教育長	計画的に使用できない時期を言っただき、なおかつ、これまでも東中学校など他の学校も外壁工事をずっとやっていますので、同じ流れになるかと思います。なかなか外部の施設を使用するのは難しい部分があるかもしれませんが、可能な限りということですので、学校とよく相談のうえ、工事を進めていただけたらと思います。
岡田委員	あと何校ぐらい残っているのでしょうか。

教育施設課長	現在行っているトイレの改修工事は、7、8年ぐらい前から始まっており、順に学校を選定しながらやってきましたが、お陰様で順調に推移しており、現在改修工事がまだ終わっていないのが4校、小学校は一通り終わっており、中学校では、大沼中学校、武里中学校、緑中学校、現在工事中である葛飾中学校をまだ終わっていない学校に含め4校としております。
鎌田教育長	今申し上げた葛飾中学校以外の3校についても、今年度設計業務の予算は確保できておりますので、今年度設計を行い、予算が認められれば、令和9年度中に市内の34校すべてが綺麗になるとご理解いただければと思います。
鎌田教育長	それでは、これより順番に採決をいたします。
鎌田教育長	議案第20号「豊野中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委 員	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第20号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第21号「春日部中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委 員	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第21号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第22号「豊春中学校学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委 員	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第22号は、原案どおり可決と決しました。

鎌田教育長	次に、議案第２３号「春日部中学校体育館外壁等耐震対策工事請負契約の締結について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委 員	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第２３号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第２４号「飯沼中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委 員	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第２４号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。
鎌田教育長	以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。
鎌田教育長	はじめに、報告第３３号「豊春地域のより良い学校教育環境に関する具申について」、説明を求めます。
教育総務課長	はい。
鎌田教育長	石川課長、お願いします。
教育総務課長	報告第３３号「豊春地域のより良い学校教育環境に関する具申について」、報告いたします。 議案書１８ページを御覧ください。 豊春地域のより良い学校教育環境について豊春地域学校規模適正化協議会より具申書が提出されたため、別紙のとおり報告するものでございます。 内容につきましては、１９ページを御覧ください。 豊春地域学校規模適正化協議会では、小学校の児童数が減少していること、特に宮川小学校が単学級になっている現状を鑑み、将来的にも減少傾向が続くことが考えられることから、こどもや保護者及び地域住民の意見を踏まえ、こどもたちにとって望ましい学校環境のあり方を協議

教育総務課長	した結果、具申書として提出されたものです。 項番の１、豊春地域にふさわしい特色ある学校づくりとして、「児童の教育環境の維持向上を図るため、十分な期間を設けた上で、豊春小学校及び宮川小学校の２校については、学校規模適正化の観点から、令和１１年４月の開校を目標に豊春小学校への統合を望みます」という内容となっております。 次ページへお進みください。 項番の２、配慮すべき事項として、主に「統合に関すること」、「学校生活に関すること」、「その他」の３つに分かれており、「統合に関すること」では、統合に際して、こどもたちの精神的不安を軽減するための対応に努めること。 「学校生活に関すること」では、こどもたちの安全を第一に考え、通学路の安全対策に努めるとともに、交通量の多い道路や踏切については、拡幅などを行うよう関係各所へ要望すること。 「その他」では、放課後児童クラブについて、定員数や施設の拡充に加えて、駐車場台数確保などの利用者の環境整備に努めることなどが挙げられております。 今後におきましては、両校の統合に向けた地域説明会を実施するとともに、新たな検討組織を立ち上げ、具申書に示された配慮事項について検討を行い、両校の統合に向けた取組を進めてまいります。 以上、報告いたします。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
岡田委員	豊春地域学校規模適正協議会はいつ頃から始まり、何人ぐらいでどのようなメンバーでやっていらっしゃるのか、もう少し詳しい内容を教えてください。
教育総務課長	こちらの協議会を、設立前に、宮川小学校、豊春小学校のＰＴＡの方、保護者の代表の方、自治会の代表の方にお集まりいただき、令和７年度中に、意見交換懇談会を１回開催をさせていただきました。複数回懇談会を開催する必要があるれば２回目以降も開催ということでお諮りしましたが、すぐに協議会の設立に向けて動くべきというご意見をいただき、令和８年の１月にこちらの協議会が設立されました。 その後、月１回ずつ会議を重ねてまいりまして、４月２２日に協議会から具申書という形で提出をいただいたところでございます。 なお、協議会のメンバー構成といたしましては、懇談会にご出席いただいたメンバーの他に、両校の校長先生にも加わっていただき、ご検討当いただいております。

鎌田教育長	協議会のメンバーは地域のどのような方なのか、確認のためもう 1 回言ってください。
教育総務課長	はじめに、保護者の代表である P T A の方から選出していただき、学校運営協議会からも選出をしていただきました。また、自治会の代表者という形で自治会からも選出をいただき、これから両校に進学予定の保護者の方にもお声がけをさせていただき参画をいただいております。さらに、両校の校長先生や豊春中学校の校長先生にも加わっていただきました。
鎌田教育長	次に、報告第 3 4 号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命に係る専決処分について」、説明を求めます。
指導課長	はい。
鎌田教育長	鶴見課長、お願いします。
指導課長	報告第 3 4 号、春日部市立小学校中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命に係る専決処理についてご報告申し上げます。 議案書 2 1 ページ、本案件は、春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、春日部市立小学校中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員を別紙記載のとおり委嘱しましたので、同規則第 4 条第 2 号の規定により報告するものでございます。 ページ進みまして、春日部市学校運営協議会委員の概要をご説明いたします。項番 1、設置根拠をもとに、項番 2、設置にありますように、春日部市内すべての種小学校中学校及び義務教育学校に協議会を設置しております。 項番 3、所掌事務でございますが、本協議会は、委員が、学校運営の基本方針を承認すること、学校運営や教育活動について意見を述べることなどができ、また、保護者、地域住民等の理解、協力を得ながら、よりよい学校づくりを進めるものでございます。 項番 4、委員構成等につきましては、委員を 1 5 名以内とし（1）から（8）について各学校長からの申し出を受け、教育委員会が任命するものでございます。 戻りまして、2 2 ページから 3 2 ページまでが任命する学校運営協議会委員の一覧となっております。市内 3 4 校、3 5 4 名の方々を学校運営協議会委員として認定しております。

指導課長	なお、名簿の一番右の列に米印がある委員が、今回新たに追記した委員となります。報告は以上となります。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
岡田委員	それぞれの学校にこの運営委員会があると思いますが、26ページの立野小学校と大增中学校が一緒、27ページの武里南小学校と武里西小学校、春日部南中学校が一緒になっている理由を教えてください。
指導課長	26ページの立野小学校と大增中学校につきましては、一小一中という関係もございます、小学校、中学校の両校長先生から合同で行うことが学校運営協議会として良いのではないかとということで、合同で行いたいとの報告がありました。 同じように、春日部南中学校、武里南小学校、武里西小学校につきましても、両小学校はすべて南中学校に行くことから、二小一中ということで、合同でやるのが意義があるということで、校長先生から申し出があったものです。
鎌田教育長	それぞれ小学校、中学校で結局同じメンバーを集めることになるため、委員さんの負担を考慮し、小中の連携をより一層深める意味でも、一緒にやりたいとの申し出により、このように設置したということでございます。
鎌田教育長	次に、報告第35号「春日部市生涯学習推進本部要綱の一部改正について」、説明を求めます。
生涯学習推進 担当課長	はい。
鎌田教育長	石塚課長、お願いします。
生涯学習推進 担当課長	報告第35号 春日部市生涯学習推進本部要綱の一部改正について報告いたします。 まずはじめに、春日部市生涯学習推進本部について説明させていただきます。議案書36ページの参考資料をご覧ください。 推進本部の設置目的は、春日部市の生涯学習に資する施策を総合的に推進するためとなっております。 組織につきましては、本部会、幹事会及びスタッフ会議をもって組織しており、本部会は、(1)にありますように、本部長を市長、副本

生涯学習推進 担当課長	部長を副市長及び教育長とし、本部委員は、部長級職員を充てております。 幹事会は、(2)にありますように、幹事長を社会教育部長、副幹事長を総合政策部長とし、幹事は、課長級職員を充てております。 スタッフ会議は、(3)にありますように、会長を社会教育課生涯学習推進担当課長、副会長を政策企画課長とし、委員は、幹事が所属する課等の所属職員及び本部長が指定する職員としております。 次に、今回の主な改正内容についてご説明いたします。恐れ入りますが、1ページお戻りいただき、議案書35ページをご覧ください。 別表第1は、本部委員を定めた表ですが、令和8年4月の人事異動により、職名の変更等があったことから、「市民生活部市民窓口担当部長」を削除し、「市民生活部担当部長」を追加したことと、「環境経済部長」の後に、「環境経済部環境担当部長」を追加したものでございます。 次の、別表第2につきましては、幹事を定めた表ですが、令和8年の組織改正により、商工振興課と観光振興課が、商工観光課に変更となったため、「商工振興課長」と「観光振興課長」を削除し、「商工観光課長」を追加しました。また、社会教育部次長を、社会教育課長ではなく、スポーツ推進課長が兼ねたことにより、「指導課長」の後に「社会教育課長」を追加し、「文化財課長」の後の「スポーツ推進課長」を削除したものでございます。 なお、附則につきましては、部長決裁のあった日から施行としており、決裁日は令和8年4月24日でございます。 報告第35号につきましては、以上でございます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	次に、報告第36号「教育委員会事務局職員の人事に係る専決処理について」を議題としますが、報告第36号については、人事に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委 員	[「異議ありません」と言う人あり]
鎌田教育長	異議なしと認め、春日部市教育委員会 会議規則第18条の規定に従い、これより会議を非公開とします。 《非公開議案の審議》 報告第36号 教育委員会事務局職員の人事に係る専決処理に

鎌田教育長	について 会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。 以上で、報告を終了します。 それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。
学校教育部長	6月定例会につきましては、6月23日、火曜日、午後1時30分から、本会場、本庁舎4階、委員会会議室での開催を予定しております。 以上でございます。
鎌田教育長	以上で、5月定例教育委員会を閉会いたします。
会 議 結 果	
議案第16号 承認、議案第17号 承認、議案第18号 承認、議案第19号 承認、議案第20号 承認、議案第21号 承認、議案第22号 承認、議案第23号 承認、議案第24号 承認	